

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田岩槻線
- 三 道路の区域

新 C	新 B	旧 新 別
春日部市増戸字天神原二五八番三地从先から 同市増戸字天神原三三八番三地从先まで	春日部市増戸字天神原一七五番一地从先から 同市増戸字真菰原一〇九番一地从先まで	区 間
二〇・〇〇〇 二二・五〇	一八・〇〇〇 三〇・一五	敷地の幅員 (メートル)
一〇二・四五	六五一・五〇	延 長 (メートル)
		備 考